三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
駒ヶ根市・大町市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○経済産業省告示第百二十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の十二第一項の規定に基づき、次のとおり認定保安検査実施者の認定を取り消したので、同法第七十四条の二第一項第一号の三の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	取り消した認定の種類	取り消した年月日
東ソー株式会社南陽事業所	山口県周南市開成町四千五百六十番地	認定保安検査実施者	平成二十四年四月二十七日

○経済産業省告示第百二十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第四号の規定に基づき、平成二十三年十一月二十五日付け経済産業省告示第二百二十八号（中小企業信用保険法第二条第四項第四号の規定に基づき災害及び地域を指定する件）の地域の欄中から「三重県」、「熊野市」、「南牟婁郡紀宝町」、「南牟婁郡御浜町」、「吉野郡黒滝村」、「吉野郡下北山村」及び「海草郡紀美野町」を削除し、また、指定の期間の欄中「平成二十四年五月二十四日まで」を「平成二十四年八月二十四日まで」に改めたので告示する。

平成二十四年五月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県長野市・上伊那郡南箕輪村・南佐久郡川上村（以上一市二村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに長野市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
環境省告示第三十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定原動機検査機関の登録を更新したので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

一　登録年月日　平成二十四年四月二十七日
二　登録番号　第一号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　財団法人日本自動車輸送技術協会
四　住所　東京都千代田区六番町六番地勝永六番町ビル
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号
七　法人である場合の代表者の氏名　萩尾　計二

○経済産業省
環境省告示第三十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定特殊自動車検査機関の登録を更新したので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年五月二十四日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

一　登録年月日　平成二十四年四月二十七日
二　登録番号　第二号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　一般社団法人日本建設機械施工協会
四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地
七　法人である場合の代表者の氏名　辻　靖三

○国土交通省告示第六百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一級河川子吉川水系子吉川改修工事（右岸：秋田県由利本荘市下川原中島地内から同市八幡下地内まで、右岸：秋田県由利本荘市石脇字石ノ花地内から同市川口字下蒼蒲崎地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　秋田県由利本荘市下川原中島、鍛冶町、巣組、岩渕下、八幡下、石脇字石ノ花、字石脇及び字下タ畑並びに川口字下蒼蒲崎地内
2　使用の部分　なし